

フィターゼに係る告示改正（案）

・公定規格の備考の3の第2章の2の表への新規フィターゼの追加

フィターゼの種類	算出方法
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の（140）フィターゼ（その1）	飼料1kg当たり500フィチン酸分解力単位を添加した場合 $0.2 \times \sum IPi \cdot (100 - InpPi) \cdot ri \cdot 10^{-4}$
同（140） フィターゼ（その2の（1））	飼料1kg当たり1,500フィチン酸分解力単位を添加した場合 0.1
同（140） フィターゼ（その2の（2））	① 飼料1kg当たり500フィチン酸分解力単位以下を添加した場合 飼料1kg当たりのフィチン酸分解力単位 $\times 0.2 \times 10^{-3}$ ② 飼料1kg当たり500を超え1,000フィチン酸分解力単位以下を添加した場合 $0.1 + (\text{飼料1kg当たりのフィチン酸分解力単位} - 500) \times 0.1 \times 10^{-3}$
同（140） フィターゼ（その2の（3））	飼料1kg当たり500フィチン酸分解力単位を添加した場合 0.12%
同（140） フィターゼ（その2の（4））	飼料1kg当たり500フィチン酸分解力単位を添加した場合 0.14%